

消費者安全法の規定に基づく消費者への注意喚起の概要

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|----------|--|--|
| H27.6.22 | 医療福祉・介護福祉サポート事業を営んでいると偽って社債購入を勧誘する「株式会社ひまわり」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひまわりは、消費者に対し、自社の医療福祉・介護福祉サポート事業の内容や過去の配当実績表等の資料一式を送付して同社の社債購入を勧誘するが、資料に記載した所在地に同社の事業拠点は存在せず、また、商業法人登記や金融商品取引法に基づく届出はなく、事業実体がないことが判明（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、ひまわりとは別の事業者が消費者に対し、社債購入に対する名義貸しを依頼し、その後、ひまわりはその依頼に応じた消費者に対し、別の事業者名による支払いのため法律違反であるとして別途金銭を要求していた。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150622adjustments_1.pdf</p> |
| H27.5.28 | 有料情報サイトの未納料金等を支払わなければ強制執行により財産を差し押さえるなどと威迫する「LINE PLAY合同会社」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・LINE PLAYは、消費者との間で有料情報サイトの利用契約を締結していないにも関わらず、有料情報サイトの利用料金等を支払わないと欺いて、消費者に催告状を電子メールで送付する。催告状では、同社の代理人である複数の弁護士が利用料金を支払わない場合には訴訟を提起し、強制執行により財産を差し押さえるなどと記載しており、消費者を威迫し、困惑させた。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150528adjustments_1.pdf</p> |
| H27.3.30 | 水資源開発事業を営んでいると装って出資を募る「富士開発株式会社」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・富士開発は、消費者に対し、自社の会社概要や、水資源開発事業に必要な公的機関からの許可や登録を受けている旨及び当該事業について公的機関から表彰を受けている旨を記載した書類を送付して同社の水資源開発事業への出資を勧誘しますが、会社概要に記載している所在地に同社の事業拠点は存在せず、また、公的機関からの許可や登録、表彰を受けている事実はないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、富士開発とは別の事業者が消費者に対し、富士開発への共同出資について名義貸しを依頼し、最後には、振込名義人が個人名ではなかった等を理由として富士開発が消費者に対し、損害賠償請求を行うと説明していました。 |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|-----------|--|--|
| H27.2.26 | 番組制作会社を装って取材する消費者に未公開株又は社債の購入を勧誘する「株式会社コスモメディアサービス」に関する件 | <p data-bbox="824 180 1704 212">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150330adjustments_1.pdf</p> <ul data-bbox="824 236 2078 587" style="list-style-type: none"> ・コスモメディアサービスは番組制作会社を装って消費者に会社案内を送付し、過去の詐欺事件による被害者の被害回復を支援するスポンサーのために、グローバルジャパンの未公開株を代理購入するよう勧誘しますが、会社案内に記載された所在地に同社の拠点はなく、また、金融商品取引法に基づく登録もされていないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・勧誘に使用した会社案内には、かつて報道番組に出演していた有名人が自社のエグゼクティブプロデューサーである旨掲載していましたが、そのような事実もありませんでした。 <p data-bbox="824 611 1704 643">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150226adjustments_1.pdf</p> |
| H26.12.25 | 設備認定を受けただけで実体のない太陽光発電所の所有権を分割販売する「株式会社アイコン」に関する件 | <ul data-bbox="824 667 2078 1066" style="list-style-type: none"> ・アイコンは、消費者に固定価格買取制度を利用した売電事業を行う旨の勧誘資料を送付し、新たに建造中の太陽光発電所の所有権の購入を勧誘しています。また、購入の特典として、既に稼働中の太陽光発電所による売電収益からキャッシュバックを行う旨を説明しますが、太陽光発電所については、設備認定を受けただけで存在せず、需給契約等の売電開始に必要な手続きを行っていないことから、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、アイコンとは別の事業者が消費者にアイコンの太陽光発電所の所有権を購入すれば高い収益が得られると説明し、アイコンの売電事業に興味を持たせていました。 <p data-bbox="824 1090 1704 1121">http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/141225adjustments_1.pdf</p> |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|-----------|--|---|
| H26.12.10 | 健康被害発生後も継続利用を進められる美容・健康商品等 ～「好転反応」等といわれても、健康被害が出たら利用をいったん中止しましょう！～ | <ul style="list-style-type: none"> 健康食品、化粧品、健康器具、美容エステ等の美容・健康等に関する機能性をうたった商品・サービス等を利用し、様々な健康被害が発生した際に、販売・役務提供を行う事業者が「症状が発生するのは好転反応」、「今は毒素が抜けているところ」等と説明して、症状発生後も継続利用を勧めているケースがあり、実際消費者が利用を継続することによって症状が持続・悪化したという消費者事故等の情報が多数寄せられています。 消費者に、健康被害が発生した際には、商品・サービス等の利用を一旦中止し、医師に相談することを注意喚起するとともに、各都道府県知事宛に情報提供を行い、関係団体宛に要請文を送付しました。 <p>http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141210kouhyou_1.pdf</p> |
| H26.10.10 | 消費者が所有する原野に係る仲介取引を偽って境界線復元工事等を契約させる「株式会社フジ不動産」に関する件(原野商法の被害者に架空工事を契約させる事業者に関する注意喚起(第2報)) | <ul style="list-style-type: none"> フジ不動産は、原野を所有する消費者に電話をかけ、当該原野の購入希望者がいるとして買付証明書等の書類を送付し、自社による原野の仲介取引を了承させていますが、書類に記載された所在地に同社の拠点はなく、同社が宅地建物取引業の免許を受けた事実もなく、事業実体がないことが判明しました(不実の告知)。 また、売却に当たっては原野の整備が必要として契約させた境界線復元工事等の施工業者も存在せず、消費者に送付した買付証明書、印鑑登録証明書の写し及び担当者の宅地建物取引主任者証の写しは、いずれも真性のものではありませんでした。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/141010adjustments_2.pdf</p> |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|----------|---|--|
| H26.9.30 | 公的機関を装って個人情報の削除を持ち掛け車椅子の購入契約をさせる「成寿園株式会社」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・成寿園は、複数の事業者を介して個人情報の削除を持ち掛け、消費者に介護サービス事業を行うと称して車椅子の購入契約をさせていますが、同社は所在地とする場所に事業拠点が存在せず、車椅子の販売事業や介護サービス事業を行った事実もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、消費者に対して、公的機関と類似した機関を名乗る者から電話させ、個人情報勝手に登録されているとして削除を持ち掛けることで、成寿園との取引のきっかけとしていました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140930adjustments_1.pdf</p> |
| H26.8.29 | 消費者が所有する原野に係る仲介取引を偽って境界線復元工事等を契約させる「株式会社日高不動産」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・日高不動産は、原野を所有する消費者に電話をかけ、当該原野の購入希望者がいるとして買付証明書等の書類を送付し、自社による原野の仲介取引を了承させていますが、書類に記載された所在地に同社の拠点はなく、同社が宅地建物取引業の免許を受けた事実もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・また、売却に当たっては原野の整備が必要として契約させた境界線復元工事等の施工業者も存在せず、消費者に送付した買付証明書、印鑑登録証明書の写し及び担当者の宅地建物取引主任者証の写しは、いずれも真性のもではありませんでした。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140829adjustments_1.pdf</p> |
| H26.7.31 | 約200倍のレートで外国通貨の両替取引を行う「株式会社ノルディア」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ノルディアは、消費者に円からシリアポンドへの両替取引を勧誘する案内状を送付し、20年間の再両替を保証していますが、所在地とする場所に事業拠点は存在せず、連絡先とする電話も不通となるため、再両替の保証に応じるつもりはないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、ノルディアとは別の事業者が、シリアポンドは将来値上がり確実のため購入してくればより高値で買い取る旨約束し、ノルディアとの取引を勧めていました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140731adjustments_1.pdf</p> |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|----------|---|--|
| H26.6.19 | うなぎの養殖事業を行っている と称して出資を勧誘する「ライト オンサプライ株式会社」に関する 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ライトオンサプライは、消費者に対し、うなぎの養殖事業を行っている旨の勧誘資料を送付し、また、水産庁から補助金の支給を受けて同事業を行っていると説明していますが、実際にはうなぎの養殖施設も水産庁が補助金を支給している事実もなく、同社のうなぎ養殖事業には実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、消費者取引でのトラブルに関する相談対応の仕事をしているという者が、消費者に対し、同社の事業は信頼できる旨を伝えて同社への出資を勧めていました。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140619adjustments_1.pdf |
| H26.5.21 | 金の投資をうたい郵便集荷や郵便局留めの郵便サービスを悪用して現金を受け取る「社団法人日本貴金属協会」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本貴金属協会は、金地金の販売事業等を行っている旨の勧誘資料を消費者宅に送付して「ゴールド積立定期預金」と称する投資商品を勧誘していますが、同協会に関わる拠点も金融商品取引法に基づく登録もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、日本貴金属協会とは別の事業者が協会をオリンピック招致に関係した事業者であると信頼させ、また、日本貴金属協会は申込金を個人名宛ての小包にして郵便局留め扱いで郵送するよう指示し、さらに、郵便局の集荷サービスを利用して消費者が現金を運ぶ手間やリスクを省いていました。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140521adjustments_1.pdf |
| H26.4.18 | 2020年東京オリンピックの開催予定地近隣の用地買収等を行っている と装い社債を募集する「株式会社エーライン」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・エーラインは、2020年東京オリンピックの開催予定地近隣の用地買収等を行っている旨を記載した資料を消費者宅に送付して自ら不動産事業を営んでいるように装って社債の募集を行っていますが、同協会に関わる拠点も金融商品取引法に基づく届出もなく、事業実体がないことが判明しました（不実の告知）。 ・劇場型勧誘の手口としては、エーラインとは別の事業者が社債の購入権を譲ってほしいなどと電話をして、消費者がこれを承諾すると、警察官や弁護士を名乗る者が登場して現金の送付等を指示していました。 http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140418adjustments_1.pdf |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|-----------|---|--|
| H26.3.31 | メールマガジン購読者に対して投資信託商品を勧誘する「 Paul Green Asset Partners 」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Paul Green Asset Partners は、メールマガジンの購読者に対して投資信託商品の販売を行っていましたが、約束どおりの分配金の支払や元本の払戻しをせず、同商品の実体はないことが判明しました（不実の告知）。 ・ 裏でつながっていることが強くうかがわれる者が、メールマガジンのポータルサイトを利用して、 Paul Green Asset Partners の投資信託商品を購入すれば高い利益が得られるなどといった情報を購読者に無料配信していました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140331adjustments_3.pdf</p> |
| H26.2.18 | 未公開株の販売を委託されたと偽る「株式会社なでしこグループ」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ なでしこグループは、釧路ケーブルテレビから委託を受けて近く上場予定の未公開株を販売する旨を記載した資料を消費者宅に送付していましたが、釧路ケーブルテレビは、なでしこグループとは無関係であり、近く上場する予定などないことが判明しました（不実の告知）。 ・ 勧誘に際しては、なでしこグループとは別の買取仲介業者と称する者が消費者に電話にて代理申込みの依頼をし、金融機関の担当者を名乗る者は電話にて口座を凍結したなどと欺き、最終的には立替金を自宅付近まで取りに来ていました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/140218adjustments_1_1.pdf</p> |
| H25.12.26 | インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する「株式会社 E L I C C JAPAN」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ELICC JAPAN は、自社事業の紹介者の募集を口コミの勧誘により行っていましたが、事業の説明は業績予測であるにもかかわらず、「事業は必ず成功する」、「紹介者になるには登録料を支払う必要があるが、ゲームが始まれば収益の一部を配当として受け取れるから、必ず利益を得ることができる」と必ず儲かるかのように消費者に告げていました（断定的判断の提供）。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_2.pdf</p> |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|-----------|---|--|
| H25.12.26 | SIMフリー端末の通信販売を装う香港電腦問屋という名称のウェブサイト運営する「HK Denno Trading Co. Ltd」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・HK Denno Trading Co., Ltd は、他の通信販売サイトでは品薄とされている最新機種のSIMフリー端末等の在庫があるとして通信販売を行っており、消費者に商品発送前に代金を振り込ませていましたが、商品到着予定日を経過しても商品が届くことはありませんでした（不実の告知）。 ・取引の態様はH24.12.14の注意喚起の件に酷似しており、振込先口座の名義人及びサーバの契約者が同一であると認められました。また、事業者の電話番号は不通であり、事業者に郵便物を送付しても到達しないことなどから、販売実態がないと強く疑われます。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131226adjustments_3.pdf</p> |
| H25.12.13 | 有料老人ホームの運営を装って「新株引受権付社債」を募集する「友愛ホーム株式会社」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・友愛ホームは、有料老人ホーム事業について記載した資料を消費者宅に送付し、自ら当該事業を営んでいるかのように装って社債の募集を行っていましたが、同社にかかわる拠点も老人ホーム設置の届出もなく、事業実態がないことが判明しました（不実の告知）。 ・勧誘に際しては、友愛ホームとは別の買取仲介業者と称する者が消費者に電話をし、代理申込み・申込金の立替えをゆうパック等の方法による現金送付を依頼しますが、支払い後、当該業者とは連絡が取れなくなっていました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/131213adjustments_2.pdf</p> |
| H25.8.30 | 副業を希望する消費者にウェブサイト開設を持ちかける「株式会社リミテッド」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株)リミテッドは、求人情報誌等でメルマガ作成のアルバイトを募集し、応募した者に対して、副業あつせんとウェブサイト開設費用相当の収入がない場合の全額返金保証を取引条件に、メルマガ作成とは別にウェブサイトの開設契約を結ばせ、その後、ウェブサイトのアクセス困難を理由にサーバー拡張等の追加契約を結ばせていましたが、副業のあつせん、全額返金のいずれも応じていないことが判明しました（不実の告知）。 ・なお、代表者は、知人を介して面識のない者の依頼により、会社を設立していました。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130830adjustments_1.pdf</p> |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|----------|---|--|
| H25.5.31 | 消費者を困惑させて代金の支払を迫る公益法人を装った「公益財団法人ハートライフクラブ」に関する件 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)ハートライフクラブ(HLC)は、公的機関等と連携してHIV予防薬の配布支援事業を行っているとし、消費者に対して「信託受益権」の購入を勧誘していましたが、HLCは公益財団法人として認定された事実がなく、所在地としている場所のほか、当該HIV予防薬、複数の団体等との協賛関係とも存在しないことが認められました(不実の告知)。 ・勧誘においては別の事業者を名乗り、消費者に代理契約をさせていましたが、契約後には独自の契約事項を示し、「刑事告訴する」などと言って代金の支払いを要求していました(威迫困惑)。 <p>http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/130531adjustments_1.pdf</p> |
| H25.3.19 | ワールドオーシャンファームやL&Gの投資被害が回復できるという勧誘等に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株)NECサルベージ(N社)は、公的機関と連携し、ワールドオーシャンファーム又はL&Gの投資被害を取り返すという勧誘資料を作成し、(株)メタルワーカー(M社)が販売する金地金の代理購入を付加した投資被害回復のための契約の仲介を行っていましたが、そのような事実はないと判明しました。 ・N社は公的機関と連携しておらず、当該契約が履行されないことを承知しながら当該契約の仲介を行っていました。また、M社の金地金の販売についても実体がありませんでした。 |
| H25.2.22 | 次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」について(使用中止及び自主回収のお知らせ) | <ul style="list-style-type: none"> ・首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤「ウイルスプロテクター」について、平成25年2月18日に化学熱傷を起こすおそれがあるため使用中止を呼び掛けました。事業者が消費者庁と厚生労働省の要請に応じ自主回収を行うことを決定したため、その後の最新の事故の発生状況等を併せて公表し、消費者に注意喚起を行いました。 <p>http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130222kouhyou_2.pdf</p> |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|-----------|---|--|
| H24.12.14 | 通信販売を装った「SIMフリースマートフォン」の勧誘に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・SKS Telecom Co.,Ltd.は、ウェブサイトを利用してSIMフリースマートフォンの通信販売を行い、消費者に商品発送前に代金を振り込ませていましたが、商品到着予定日を経過しても商品が届くことはありませんでした。 ・同社のウェブサイト上に記載する所在地に郵便物は届かず、また、電話番号も不通であったことから、同社の通信販売については実態がないと強く疑われるものでした。 |
| H24.11.2 | iPS細胞作製に係る特許権の「知的財産分与譲渡権」勧誘に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株)三栄は、iPS細胞の研究開発事業を行い、あたかも自社がiPS細胞作製に関する特許権を取得し、複数の製薬会社とライセンス契約を締結しているかのように資料を作成して「知的財産分与譲渡権」の勧誘を行っていましたが、同社が当該特許権を出願・取得した事実はなく、さらに、当該ライセンス契約も締結していないことが判明しました。 ・同社の資料に記載された同社の設立年月日、資本金の額及び本社所在地は、法人登記上のそれとは異なり、資料記載の本社所在地に同社に関わる拠点は存在しませんでした。 |
| H24.8.22 | 透析装置等の製造事業者を装った事業者による「信託受益権」の勧誘に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株)ケアテックは、透析装置等の製造等が自社の事業内容であるかのような資料を作成し、消費者に対し「信託受益権」を勧誘していましたが、当該資料で示した事業内容の多くは、他の実在する透析装置等の製造事業者が作成した事項を引用したものであり、また、ケアテックと当該製造事業者との間には一切関係がないことが判明しました。 ・同社が消費者に送付した勧誘資料には、他の実在する透析装置等の製造事業者が作成し、ウェブサイト上で公開している事項が無断で多数引用されていました。 |
| H24.7.13 | 中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた「天然ガス施設運用権」の勧誘に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・大京産業(株)は、中東に実在する天然ガス関連事業者の名称を用いて、その「日本代理店」であるとし、消費者に対し「天然ガス施設運用権」と称する商品を勧誘していましたが、同社は当該天然ガス関連事業者とは一切関係ないことが判明しました。 ・同社が消費者に送付した勧誘資料には、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構がウェブサイト上で公表している業務内容に係る事項が無断で多数引用されていました。 |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|-----------|------------------------------------|---|
| H24.3.13 | 国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」の勧誘に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株)EXパートナー、(同)SIコーポレーションは、国内で取扱いの少ない「外国通貨の両替」に際し、外国為替市場での水準に比べて80倍から100倍のレートを用いて両替をしていましたが、そのことについて勧誘資料等で消費者に説明していませんでした。 |
| H24.2.17 | 「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・サンパワー(株)(株)日進商事、フリークライアント(同)は米国の太陽光発電装置の製造事業者と関係があるかのように装い、「太陽光発電事業」との関連をうたった「合同会社加盟店」の募集をしていますが、同製造事業者と3社は一切関係がありませんでした。 |
| H24.2.14 | 風力発電に係る「土地の権利」を巡る投資勧誘に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・エコエネルギー開発(合)は、風力発電に係る具体的な開発計画を有しているかのように説明して、消費者に風力発電に係る土地権利等の販売をしていましたが、同社の説明には実体がないことが判明しました。 ・(株)国際コンサルティング及び(株)日商コンサルティングは、過去の詐欺的商法からの被害回復と上記土地権利等の代理購入とを併せた契約の仲介を勧誘していましたが、当該契約の相手方はその住所地に存在しておらず、被害回復や代理購入の代金補填はありませんでした。 |
| H24.1.20 | 「医療機関債」の勧誘に関する注意喚起 | <ul style="list-style-type: none"> ・(医)真匡会(しんこうかい)は、自ら発行する医療機関債の勧誘を行う共同医療事務センター(株)の不適切な勧誘行為を認め、医療機関債の新規発行を中止する旨を説明していたが、共同医療事務センター(株)は、その後もその事実を消費者に伝えず勧誘を行い、成約に当たっては申込日を操作するよう消費者に指示を行っていました。 |
| H23.10.21 | 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起(第2報) | <ul style="list-style-type: none"> ・(株)RBA、(株)未来企画、(株)ほしの開発、(株)ライフコーポレーション、(株)アールエスエス、(株)双天は、鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有して鉱山の再開発を実施しているかのように勧誘資料に記載し、又は、その旨を説明して、消費者に取引の対象である金鉱床採決権区分受益権等を勧誘していましたが、実際には鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有していないことが判明し、そのことも消費者に説明していませんでした。 |

| 実施日 | 事案名 | 概要 |
|-----------|---|--|
| H23.8.12 | 「鉱山の採掘」や「鉱物」に関する権利の勧誘に関する注意喚起 | <p>・(株)山神鉱床、(株)薩洲鉱山、(株)ビジネスタウン、(同)ヤマト興産、(同)中部産業、(同)天然資源開発コンサルティングは、鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有して鉱山の再開発を実施しているかのように勧誘資料に記載し、又は、その旨を説明して、消費者に取引の対象である金鉱床採決権区分受益権等を勧誘していましたが、実際には鉱業法上の権利(鉱物の採掘・取得に関する権利)を有していないことが判明し、そのことも消費者に説明していませんでした。</p> |
| H23.6.24 | 「温泉付有料老人ホームの利用権」の勧誘に関する注意喚起 | <p>・緑開発(同)(同)グリーンアート及び(同)三葉コーポレーションは、箱根温泉付有料老人ホームに関する「アプリコット合同会社」名の勧誘資料を消費者に送付し、温泉付有料老人ホームの利用券を販売していましたが、販売の対象とされる権利の内容など重要な事項の説明は消費者に対して行われていませんでした。また、有料老人ホームの設置・運営については老人福祉法に基づく自治体への届出が必要なところ、建設予定地とされているところについて、同届出は行われていませんでした。</p> |
| H22.10.29 | ワールド・リソースコミュニケーション株式会社の発行する社債を巡る消費者事故等に係る情報提供及び注意喚起 | <p>・ワールド・リソースコミュニケーション(株)は、社債の販売に当たり、消費者に対して「元本は保証する」「価格が倍になる」など、本来将来における変動が不確実な価額について断定的判断を提供するような勧誘を行ったり、また、解約を希望する消費者に対して「自己破産をしないと解約できない」などといった消費者を欺く行為を行ったりしていました。</p> |